

## はまなすの丘居宅介護支援事業所運営規定

### (事業の目的)

第1条 医療法人社団 湖聖会が開設する はまなすの丘居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業と介護予防支援事業のケアプランの作成業務の受託(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 1 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者が居宅において、その置かれている環境等に  
応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業  
者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利  
用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当  
に偏することのないよう、公正中立に行う。  
また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との  
連携に努めるものとする。

### (事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 はまなすの丘居宅介護支援事業所
- 2 所在地 宮城県気仙沼市本吉町外尾25番地

### (従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (兼務)  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 介護支援専門員 1名以上 (内1名兼務)  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、年末年始12月30日から1月3日までを  
除く。
- 2 営業時間、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

制定日 17/04/01

改訂日 24/04/01

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- 1 利用者の相談を受ける場所は、利用者宅または入院（所）先及び事業所内の相談室とする。
- 2 使用する課題分析票の種類は、MDSアセスメント法とする。
- 3 サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅とする。
- 4 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、1回以上/月とする。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- 1 居宅サービス計画（介護予防居宅サービス計画を含む）の作成
- 2 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- 3 その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、本吉町(小泉地区、津谷地区)とする。

(その他の運営に関する重要事項)

第10条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 宮城県ケアマネージャー協会が開催する研修
  - (2) 気仙沼市・南三陸町及び近隣地域連絡協議会が開催する研修
  - (3) 採用時研修（採用後3ヶ月以内）
  - (4) 介護保険制度上必要な研修
- 2 この規定に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団 湖聖会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第11条 個人情報の利用は、原則として収集目的の範囲内で、具体的な業務に応じ権限を与えられた者が、業務の遂行上必要な限りにおいて行なう。

- 2 管理者の承諾を得ないで、個人情報の目的外利用、第三者提供・預託・通常の利用場所からの持ち出し、外部への個人情報の漏えい行為を禁止する。
- 3 当法人職員、および関係者は業務上知り得た情報を第三者に知らせ又は、使用してはならない。その業務に係る職を退いた後も同様とする。

制定日 17/04/01

改訂日 24/04/01

- 4 当法人は、個人情報保護規定に違反した職員に対して就業規則に基づき懲戒を行なうことがある。懲戒の手続きは職員就業規則に定める。

(指定居宅介護支援の標準担当件数)

第12条 指定居宅介護支援の提供にあたり、介護支援専門員が担当する標準取扱件数は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 介護支援専門員一人当たり35件を標準担当件数とする。
- 3 介護支援専門員が複数所属する場合、常勤換算にて担当件数とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号の掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - (2)虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3)介護支援専門員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。担当者は管理者とする。
- 2 事業者は虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告するものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第14条 事業者は、身体的拘束等の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- (2)身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(附 則)

- 第1条 この規定は、平成18年10月 1日から施行する。  
この規定は、平成20年 5月 1日から施行する。  
この規定は、平成20年 9月 1日から施行する。  
この規定は、平成21年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成21年 6月 1日から施行する。  
この規定は、平成21年 9月 1日から施行する。  
この規定は、平成24年 6月 1日から施行する。  
この規定は、平成25年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成26年 2月 1日から施行する。  
この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。  
この規定は、平成28年 5月 1日から施行する。  
この規定は、平成28年 8月11日から施行する。  
この規定は、令和 元年 7月 1日から施行する。  
この規定は、令和 3年 8月 1日から施行する。  
この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。